

## ○合志市聴覚障がい児補聴器購入費助成事業実施要綱

平成24年10月24日

告示第41号

### (目的)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童（以下「難聴児」という。）に対して、補聴器の装用による音声言語能力の向上や、等しく学び成長できる環境を確保し、コミュニケーション能力等の成長に寄与するため、補聴器の購入費用の一部を助成することにより、難聴児の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (交付対象児童)

第2条 助成金の交付対象となる児童（以下「対象児」という。）は、次の要件をすべて満たす18歳未満の難聴児とする。

- (1) 合志市内に住所を有していること。
- (2) 両耳の聽力レベルが30dB以上70dB未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない者。
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する者。

2 前項の規定にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第1項ただし書により、補装具費支給制度の対象外とされる世帯に属する児童はこの事業の対象外とする。

### (助成金の算定基礎)

第3条 この助成金の算定の基礎となる額は、前条に規定する対象児が新たに補聴器を購入する経費又は耐用年数経過後に補聴器を更新する経費（以下「購入費」という。）で市長が必要と認める額と別表に掲げる額（以下「基準価格」という。）を比較して少ない方の額とする。

### (助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、前条に定める額に3分の2を乗じて得た額（少数点以下の端数があるときはこれを切り上げる。）とする。

2 補聴器は、片耳装着を原則とするが、教育・生活上真に必要と医師が認めた場合は、両耳装着分を助成するものとする。

### (交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、補

聴器の試聴を行った上で、合志市聴覚障がい児補聴器購入費助成金交付申請書（様式第1号）に、以下に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師が、対象児の聴力検査を実施した上で交付した意見書（別紙1）
- (2) 意見書の処方に基づき、補聴器販売事業者が作成した補聴器の見積書
- (3) その他市が必要と認めるもの  
(交付決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは交付申請の内容を審査し、交付又は却下の決定をするものとする。なお、交付申請書の内容について、必要があると認めるときは、合志市聴覚障がい児補聴器購入費助成金交付判定依頼書（様式第2号）に前条の規定による意見書、見積書を添えて、熊本県福祉総合相談所長に専門的な技術的助言を求めたうえで、合志市聴覚障がい児補聴器購入費助成金交付判定書（様式第3号）の内容を踏まえ、助成金交付の適否を決定することができる。

2 市長は、助成金交付の適否を決定した場合は、合志市聴覚障がい児補聴器購入費助成金交付決定通知書（様式第4号）を申請者に、合志市聴覚障がい児補聴器購入依頼通知書（様式第5号）を決定業者へ交付し、却下することを決定した場合は、合志市聴覚障がい児補聴器購入費助成金交付申請却下通知書（様式第6号）を、申請者に交付するものとする。

3 第1項の規定により交付を決定した者には、併せて合志市聴覚障がい児補聴器給付券（様式第7号。以下「給付券」）を交付するものとする。  
(補聴器購入)

第7条 申請者は、交付決定後すみやかに、前条第3項により交付した給付券を決定業者に提出し、補聴器を購入するものとする。

(費用の負担)

第8条 前条により補聴器を購入した申請者の負担する費用（以下「自己負担額」という。）は、1台につき基準価格の3分の1（少数点以下の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。ただし、購入費が基準価格を下回る場合は、その購入費の3分の1（少数点以下の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。

2 装用者本人が希望するデザイン・素材等を選択することにより購入費が基準価格を超える場合は、その差額についても負担しなければならない。

3 申請者は購入時に自己負担額及び前項に規定する差額分を決定業者に直接支払うものとする。

4 前項の規定により支払う額は、法に基づく補装具費の支給の例によるものとする。

(業者への支払い)

第9条 市長は、決定業者から補聴器の給付に係る費用の請求があったときは、補聴器の給付に要した費用から前条の規定により申請者が決定業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。

(補聴器の管理)

第10条 この事業により購入費の助成を受けた者は、補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。

2 市長は申請者が前項の規定に違反したと認める場合には、当該助成に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第11条 市長は、補聴器の交付の状況を明確にするため、合志市聴覚障がい児補聴器購入費助成台帳を整備するものとする。

(補聴器更新の特例)

第12条 別表に定める耐用年数内において、次のいずれかの要件を満たす場合は新たに必要と認める補聴器の購入費を助成できるものとする。

- (1) 災害等本人の責任によらない事情により補聴器が亡失・毀損した場合
- (2) 市長が真に必要と認める特別な事情による場合

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月29日告示第32号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月28日告示第20号）

この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表（第3条、第12条関係）

補聴器の種類	1台当たりの基準価格 (円)	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用ボ <sup>9</sup>	43,200円	①補聴器本体（電池含む。）	原則として

ケット型		②イヤーモールド	5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900円	(注) イヤーモールドを必要としない場合は、基準価格から9,000円を除く。	
高度難聴用ポケット型	43,200円		
高度難聴用耳かけ型	52,900円		
重度難聴用ポケット型	64,800円		
重度難聴用耳かけ型	76,300円		
耳あな型（レディメイド）	87,000円	補聴器本体（電池含む。）	
耳あな型（オーダーメイド）	137,000円		
骨導式ポケット型	70,100円	①補聴器本体（電池含む。） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200円	①補聴器本体（電池含む。） ②平面レンズ (注) 平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を除く。	

#### 備考

- 1 補聴器の種類によっては対象者に条件がある（詳細は、難聴児補聴器購入費等助成金交付意見書裏面の難聴児補聴器購入費助成金交付意見書作成上の留意点を参照すること）。
- 2 デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は2,000円を加算すること。

様式（省略）

別紙（省略）